

四半期は3ヶ月情報開示を！

制度調査部
吉井 一洋

A S B Jの論点整理へのコメント

【要約】

2005年12月27日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、四半期財務諸表の作成基準を今後作成する上での論点整理「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理」を公表した。

論点整理では、四半期財務諸表として連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書の作成を求めること、損益情報について四半期3ヶ月間の情報の開示も求めること、株主資本等変動計算書の作成は求めず重要な変動があった場合のみ注記すること、注記項目の簡素化を図ることなどが提案されている。

本レポートでは、上記の論点整理に対して制度調査部からASBJに送付したコメントの内容を紹介する。（論点整理の内容は2006.1.31 D I R制度調査部情報「四半期会計の論点整理公表」を参照）

主要論点1 四半期財務諸表の性格

(論点)

実績主義を基本とすることでよいか？

(コメント)

「実績主義」とすべきである。

(理由)

四半期決算は仮決算ではなく、四半期の実績を正確に表すべきものであり、現行の中間財務諸表と同様に実績主義とすべきである。

主要論点2 四半期財務諸表の構成

(論点)

四半期財務諸表は、連結ベースの四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書でよいか？また、株主資本等の変動に関する情報については、重要な変動があった場合にその内容を注記情報として開示することでよいか？

(コメント)

連結株主資本等変動計算書の作成を、四半期決算でも義務付けるべきである。



(理由)

現行の中間財務諸表では「連結剰余金計算書」が作成されており、これに代わる連結株主資本等変動計算書を作成しなければ、開示のレベルが落ちる。

財務諸表利用者にとって増資・減資、自己株式の取得・処分・消却、剰余金の分配などを始めとする株主資本等の変動の情報は重要である。ストック・オプションの新会計基準導入、ポイズン・ピルの普及などにより新株予約権の情報の重要性も高まっている。「重要な変動」があった時のみ開示を求めるのではこれら重要な情報について恣意的な開示が行われる可能性がある。

上記の情報は、適時開示でも開示される。しかし、アナリストが適時開示情報を集計し、発行企業に代わって、連結株主資本等変動計算書を作成し投資家に示すようなことはしない。個人投資家等にとっては、連結株主資本等変動計算書により株主資本等が、トータルとしてどれくらい変動があったか、一覧できる形で示されることは重要である。例えば新株予約権については、今後どれくらい希薄化する可能性があるか把握する上で残高が示される意味は大きいし、「新株予約権の行使」の情報は、四半期ごとにどの程度の権利行使が進んでいるかがわかるので重要である。

主要論点 3**(1)3 か月情報の開示****(論点)**

第2四半期及び第3四半期の四半期損益計算書関係の情報は、財務諸表利用者の開示ニーズ等を踏まえ、期首から当該四半期会計期間末までの累計情報に加え、当該四半期会計期間の3か月情報も開示を求めることとするかどうか？

(コメント)

四半期損益計算書については、累計情報のみならず、3か月情報も開示すべきである。第四半期についても売上高、損益等の情報を開示することが望まれる。

(理由)

業績の転換点を把握するためには、足下の変化を把握することが非常に重要であり、3か月情報を累計情報と共に開示すべきである。マーケットに近いところで勤務している者の実感としては、アナリストや機関投資家だけでなく、近年、わが国の株式市場で存在感を高めている外人投資家も、3か月情報を非常に重視している。個人投資家も同様である。

第4四半期は、第1四半期から第3四半期まで積上げた数値と年度ベースで算出した数値のずれの調整に使われる可能性が高い。このような調整が行われた数値を開示することはかえって投資家をミスリードするとの意見もある。しかし、調整が行われているのであれば、その事実を含めて投資家に第4四半期の数値を開示すればよい。その結果、投資家はある会社の第4四半期の数値について、他の同業他社と比較し、第4四半期の調整が過大であるといった分析を行うことも可能となる。その結果、発行会社は不利な分析をされないよう、調整の内容についてより適切な説明をするようになるであろう。さらには第1から第3四半期における恣意的な操作を抑止する効果も期待される。

(2)四半期決算手続

(論点)

四半期決算手続きについて、「四半期単位積上げ方式」を基本としつつ、「差額累計方式」も一定の要件（例えば、在外子会社等を通じた海外事業に係る為替換算の影響が重要な場合など、差引計算での3か月情報が経済的実態を見誤らせるおそれのある場合には、適切な開示に向けた対応を要すること）を設けた上で容認することが考えられるがどうか？

(コメント)

四半期単位積上げ方式を原則とすべきである。累計差額方式を用いる場合には、四半期単位積上げ方式と大きな差が生じないように、在外子会社等を通じた海外事業が重要な場合の為替差損の調整などを義務付けるべきである。

(理由)

四半期3か月の業績としてより正確な数値を開示するという意味で、四半期単位積上げ方式を原則とすべきである。累計差額方式を用いる際には、論点整理の通り、在外子会社等を通じた海外事業が重要な場合の為替換算について調整を求めるなどの措置が必要である。過去において為替が安定的に推移したことは無いからである。

例えば円ドルの月平均レートを4月を起点として各四半期末まで平均した値と、各四半期の3か月ごとに平均した値を比較すると、1995年4月から2005年12月までの間で為替レートの差が5円以上開いた四半期が12回あり、うち半分は8円以上開きがあった。この為替レートの推移を見ても、為替換算レートの違いの影響が軽微であるとは、決して思われない。

主要論点4 四半期特有の会計処理

(論点)

「実績主義」の例外的処理として、原価差異の繰延処理と後入先出法の売上原価修正を「四半期特有の会計処理」として認めることでよいか？

(コメント)

四半期特有の会計処理を認めることでよいと思われるが、できるだけ恣意的な操作が行われないよう、適用するケースを限定すべきである。

(理由)

操業度等の差異による売上原価の変動を調整し、売上高と売上原価を適切に対応させるために、四半期特有の会計処理を認めるという趣旨は妥当であると思われる。しかし、中間財務諸表において恣意性が高いとの理由で排除された処理であることを考えると、幅広く認めることは望ましくない。出来るだけ恣意的な操作が行われないよう適用するケースを限定すべきである。企業間の比較を容易にするという観点からは、四半期特有の会計処理を適用するか否かは、会社によって違いが無いように、できるだけ揃えた方がよい。

主要論点 5 開示の適時性や迅速性のための簡便的な会計処理**(論点)**

開示の適時性や迅速性の観点から、財務諸表利用者の判断（企業業績の水準やそのトレンドなどを把握した上での意思決定）を誤らせない範囲で、どのような簡便的な会計処理が認められるか？

(コメント)

論点整理で示された程度の簡便処理は許容されると思われる。

(理由)

四半期決算の報告書を決算日から45日以内に提出しなければならないことを考えると、論点整理に示された程度の簡便処理の導入は許容されると思われる。

ただし、原価差異の配賦方法は、四半期特有の会計処理との関係を整理する必要がある。

固定資産の減損処理、企業結合・事業分離などについて簡便的な処理が認められるのは、時間的に間に合わない場合に限るべきである。

四半期財務諸表の表示科目については、現行の中間財務諸表作成基準と同様に、期間比較を損なわない範囲で、表示科目を集約できる方向で検討するとしている。アナリスト等の利用者が、利益予測をするためには、限界利益率の算出が必要であり、そのためには固定費、変動費を把握する必要がある。このような分析を行うのに十分な情報が、財務諸表の科目又は注記において示されることが望まれる。

主要論点 6 第2四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合等の取扱い**(論点)**

事業年度と四半期会計期間及び四半期会計期間相互間の会計方針の首尾一貫性を確保する観点から、会計方針の変更（表示区分の変更を含む）は、原則として、第1四半期に行うべきである。しかし、正当な理由により第2四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合には、過去の四半期財務諸表を遡及して修正再表示するか、それとも、変更の影響を注記するのみでよいか？

また、重要な誤謬を発見した場合や、企業結合に持分プーリング法を適用した場合の企業結合日前の四半期財務諸表における対応などについても、同様の観点から検討する必要があると考えるがどうか？

(コメント)

自発的に会計方針を変更する以上、第一四半期から遡及して修正すべきである。

企業結合に持分プーリング法を適用した場合も同様である。

(理由)

時系列比較においては、同じ会計基準に基づいた比較を行うことが望ましいこと、第一四半期から遡及して開示を求める方が安易な会計方針変更の歯止めになること、がその理由である。

企業結合に持分プーリング法を適用した場合、期中に企業結合が行われたものとして会計処理する

こととされているが、その場合も同様に期首からの遡及再表示が望まれる。

主要論点 7 注記情報

(論点)

過去に開示された情報は情報技術の発達により容易に入手できる状況にあることや、開示の適時性や迅速性が求められている点を踏まえ、直前事業年度の財務諸表等の注記項目で重要な変動がないものは、一部の項目を除き、記載を省略できることとし、企業の財政状態や経営成績を理解する上で重要な事項に限定して開示を求めていくことでよいか？

(コメント)

(1) 総論

注記による開示は、できるだけ現行の中間財務諸表と同じレベルでの開示を求めるべきである。安易に簡素化すべきではない。

(2) セグメント情報

「セグメント情報」について、現行の中間財務諸表での開示に加え、セグメント別の資産情報の開示を四半期ベースで行うことが望まれる。

(理由)

論点整理 83 項前段と同じく、投資情報として有用なこと、経営管理上也把握されていると考えられること、米国基準・カナダ基準で同様の開示が求められていることが理由として挙げられる。

(3) 季節変動性

「季節変動性」について、定性的情報と前年同期比の情報両方の開示が望まれる。

(理由)

論点整理 85 項と同じく、中間財務諸表でも同様の開示が求められていること、定性的情報と前年同期比の両方開示することで財務諸表利用者の判断を誤らせないと考えられることなどが理由として挙げられる。

(4) その他の注記項目

87 項の 「新株予約権等の状況」の開示は、必要である。ストック・オプション費用計上、ポイズン・ピルの増加など、当該情報の重要性は高まっている。発行時の適時開示情報だけでは、四半期末現在でどれだけ希薄化の要素が残っているかを把握することはできない。新株予約権として開示はされないが、MSCB などについても、残高の開示を求めたいところである。

「有価証券の時価情報開示」は、現行の中間財務諸表レベルの開示は行うべきである。時価会計は導入されているが、利用者としては、リスクの種類が異なるもの（株式、債券、その他）ごとの時価情報、評価損益の情報は重要である。満期保有目的の債券につ

いても、現状、どのくらいの含み損益があるかは、把握しておきたい。

「デリバティブ取引」については、突然デリバティブによる損失が明らかになることを防止するために導入された経緯を考えると、現行の中間財務諸表レベルの開示は行うべきである。時価会計が導入されているとはいえ、デリバティブへの取組方針・リスク管理方針等を示す定性的な情報、商品やリスクの種類が異なるデリバティブごとの時価情報、評価損益の情報は重要である。ただし、取引が無い場合に定量的情報の記載を省略することは認めるべきである。

E P Sの開示義務づけながら、B P Sの開示を義務づけないのはバランスを欠く。B P Sの開示も義務づけるべきである。

リース取引については、オンバランス化に反対している上に、注記の簡素化をも求める財務諸表作成者サイドの姿勢に疑問を感じる。

「企業結合・事業分離」の情報も、できるだけ年度と同様の情報が開示されることが望まれる。

(5) 継続企業の前提に疑義がある場合

各四半期において継続企業の前提に疑義が生じるような事態が発生した場合は、その四半期の決算において当該情報を開示すべきである。

(理由)

開示までの期間が短いことや監査人もレビューするにとどまるといった困難さは理解できる。しかし、企業の存続に関する情報は投資家にとって極めて重要である。

年度決算でしか開示されなければ、第1四半期において債務超過や債務返済不履行等が生じた場合と、第4四半期にそのような事態が生じた場合とでは、情報の開示に著しい格差が生じる。

四半期中に継続企業の前提に疑義が生じるような事態が発生した場合には、その旨が当該四半期決算において必ず開示されるよう規定する必要がある。